総務委員会資料

令和５年９月２５日

総務部総務課

第７５号議案

品川区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

１　提案の経緯

　　新井康副区長は、都職員（一般職）を退職し、引き続いて、品川区の副区長となる。

　　都との協議により、退職手当について、区条例を改正し、退職手当の特例を定める必要がある。

２　条例改正の主な内容（退職手当の特例の内容）

　⑴　都職員および国家公務員が、区副区長になり、その後、都や国に戻る場合に区退職手当を支給しない。

　⑵　都職員および国家公務員が、区副区長になり、任期終了後、再任された場合に区退職手当を支給しない。

　⑶　都職員および国家公務員が、区副区長になり、退職後（任期終了後）、都や国に戻らない場合に、特例的な退職手当（※）を支給する。

　　　（※）　概ね次のA＋Bの額とする。

A　区副区長の退職手当の額

B　都（国）職員勤務期間を区一般職として勤務していたとみなして算定した退職手当の額

３　施行日

　　公布の日